

新潟県担い手育成総合支援協議会規約

平成17年4月18日 制定
平成18年4月26日一部改正
平成19年3月27日一部改正
平成19年5月25日一部改正
平成20年5月22日一部改正
平成21年2月 4日一部改正
平成21年5月19日一部改正
平成21年8月 5日一部改正
平成22年5月20日一部改正
平成23年5月20日一部改正
平成25年4月26日一部改正
平成26年5月 7日一部改正
平成27年4月28日一部改正
平成28年4月25日一部改正

第1章 総則

(名称)

第1条 この協議会は、新潟県担い手育成総合支援協議会（以下「新潟県協議会」という。）という。

(事務所)

第2条 新潟県協議会は、主たる事務所を新潟市中央区東中通1番町86番地県信連第2分室に置く。

(目的)

第3条 新潟県協議会は、地域実態に即した担い手の明確化を推進し、担い手の経営改善支援に取り組むとともに、担い手の育成・確保に向けた地域段階の取組に対する支援を強化し、望ましい農業構造の確立、耕作放棄地の再生利用等に資することを目的とする。

(事業)

第4条 新潟県協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 担い手育成支援に関すること。
- (2) 地域貢献担い手確保・育成支援に関すること。

- (3) 担い手に対する経営資源の円滑な承継の支援に関すること。
 - (4) 地域担い手育成総合支援協議会が実施する担い手育成・確保ための支援を達成するために必要なこと。
 - (5) 新潟県経営体育成推進方策に関すること。
 - (6) 水田経営所得安定対策における収入減少影響緩和交付金に係る農業者の積立金の管理に関すること。
 - (7) 耕作放棄地再生利用に関すること。
- 2 新潟県協議会は、前項に関する業務の一部を第5条第1項の会員等に委託して実施することができるものとする。

第2章 会員等

(新潟県協議会の会員)

第5条 新潟県協議会は、次の各号に掲げる団体等で構成し、別に定める役職をもって組織する。

- (1) 県農業会議
- (2) 県農業協同組合中央会
- (3) 全国農業協同組合連合会新潟県本部
- (4) 県農業共済組合連合会
- (5) 県信用農業協同組合連合会
- (6) 日本政策金融公庫新潟支店農林水産事業
- (7) 県土地改良事業団体連合会
- (8) 県農林公社
- (9) 県市長会
- (10) 県町村会
- (11) 県農業法人協会
- (12) 県認定農業者会
- (13) 新潟県

(届出)

第6条 会員は、その名称、所在地及び代表者の氏名に変更があったときは、遅滞なく新潟県協議会にその旨を届け出なければならない。

第3章 役員等

(役員の数及び選任)

第7条 新潟県協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監 事 2名

2 前項の役員は、第5条第1項の会員の中から総会において選任する。

3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の仕事)

第8条 会長は、会務を総理し、新潟県協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 新潟県協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。
- (2) 前号において不正な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- (3) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、3年とする。

2 補欠又は増員による仕事は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(仕事満了又は辞任の場合)

第10条 役員は、その仕事満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(役員の仕事)

第11条 新潟県協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、その役員を仕事することが出来る。この場合において、新潟県協議会は、その総会の開催の日の14日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。

(役員の仕事)

第12条 役員は、無報酬とする。

2 役員には、費用を弁償することが出来る。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第4章 総会

(総会の種別等)

第13条 新潟県協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会の議長は、会長が務める。
- 3 通常総会は、毎年1回以上開催する。
- 4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 会員現在数の4分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
 - (2) 第8条第3項第3号の規定により監事が招集したとき。
 - (3) その他会長が必要と認めたとき。

(総会の招集)

第14条 前条第4項第1号の規定により請求があったときは、会長は、その請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。

- 2 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。

(総会の議決方法等)

第15条 総会は、会員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 会員は、総会において、各1個の議決権を有する。
- 3 総会においては、前条第2項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。
- 4 総会の議事は、第17条に規定するものを除き、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 議長は、会員として総会の議決に加わることができない。

(総会の権能)

第16条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の設定又は変更に関すること。
- (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (3) 諸規程の制定及び改廃に関すること。
- (4) その他新潟県協議会の運営に関する重要な事項。

(特別議決事項)

第17条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- (1) 新潟県協議会規約の変更
- (2) 新潟県協議会の解散
- (3) 会員の除名
- (4) 役員解任

(書面又は代理人による表決)

第18条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

- 2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに新潟県協議会に到着しないときは、無効とする。
- 3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を新潟県協議会に提出しなければならない。
- 4 第15条第1項及び第4項並びに第17条の規定の適用については、第1項の規定により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 会員の現在数、当該総会に出席した会員数、第18条第4項により当該総会に出席したと見なされた者の数及び当該総会に出席した会員の氏名
 - (3) 議案
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 3 議事録は、議長及び当該総会に出席した会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2名以上が記名押印しなければならない。
- 4 議事録は、第2条の事務所に備え付けておかななければならない。

第5章 幹事会

(幹事会の構成等)

第20条 新潟県協議会の業務を円滑に行うため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、第5条第1項に掲げる会員が推薦するものをもって組織する。
- 3 幹事の中から幹事長を互選する。
- 4 幹事会は、必要に応じ幹事長が招集する。

(幹事会の議決方法)

第21条 幹事会の議事は、幹事の過半数が出席しなければ、決することができない。

- 2 幹事は、幹事会において、各1個の議決権を有する。
- 3 幹事会の議長は、幹事長とする。
- 4 幹事会の議事は、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、幹事長の決するところによる。

(幹事会の協議事項)

第22条 次の各号に掲げる事項は、幹事会において協議する。

- (1) 総会に付議すべき事項に関すること。
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関すること。
 - (3) その他幹事会において必要と認めた事項に関すること。
- 2 幹事会において、前項第1号にあっては総会開催の直前に、第2号及び第3号にあっては必要に応じて協議する。

第6章 部会の設置

(部会の設置)

第23条 新潟県協議会は必要に応じ部会を設置することができる。

(耕作放棄地対策部会)

第24条 新潟県協議会に耕作放棄地対策部会を設置する。なお、必要な事項については、別途定める。

第7章 事務局等

(事務局)

第25条 総会の決定に基づき新潟県協議会の業務を執行するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、県農業会議に置く。
- 3 新潟県協議会は業務の適正な執行のため、事務局長を置く。
- 4 事務局長は、会長が任命する。
- 5 新潟県協議会の庶務は、事務局長が総括し、及び処理する。

(運営会議)

第26条 事務局長は、新潟県協議会の業務の執行にあたり、次の各号に掲げる者で構成される運営会議を開催するものとする。

- (1) 県農業会議
- (2) 県農業協同組合中央会
- (3) 県農林公社
- (4) 新潟県

(業務の執行)

第27条 新潟県協議会の業務の執行の方法については、この規約及び次の各号に掲げる規程で定めるもののほか、県農業会議の会計規則等の定めによる。

- (1) 事務処理規程
- (2) 会計処理規程
- (3) 文書取扱規程
- (4) 公印取扱規程
- (5) 内部監査実施規程
- (6) その他幹事会において特に必要と認めた規程

(書類及び帳簿の備付け)

第28条 新潟県協議会は、第2条の事務所に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 新潟県協議会規約及び前条各号に掲げる規程
- (2) 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- (3) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- (4) その他前条各号に掲げる規程に基づく書類及び帳簿

第8章 会計

(事業年度)

第29条 新潟県協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経費・資金)

第30条 新潟県協議会の経費・資金は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 水田・畑作経営所得安定対策実施要領（平成20年2月27日付け19経営第6631号農林水産省経営局長通知）に基づく収入減少影響緩和対策積立金管理業務委託費
- (2) 耕作放棄地再生利用に係る国からの交付金
- (3) 県費
- (4) 新潟県農業再生協議会委託費
- (5) その他の収入

(経費・資金の取扱い)

第31条 新潟県協議会の経費・資金の取り扱いについては、県農業会議に委任する。

- 2 新潟県協議会の経費・資金の取扱方法は、前条に掲げる交付要綱、新潟県補助金等交付規則及び業務方法書並びに新潟県担い手育成総合支援協議会会計処理規程による。

(事業計画及び収支予算)

第32条 新潟県協議会の事業計画及び収支予算は、幹事会の承認を得た後、事業開始前に総会の議決を得なければならない。

(監査等)

第33条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催の日の7日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書
- 2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。
- 3 会長は、第1項各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを第2条の事務所に備え付けておかななければならない。

(報告)

第34条 会長は、別に定める事業の要綱・要領等の定める書類を新潟県知事又は北陸農政局長に提出しなければならない。

第9章 新潟県協議会規約の変更、解散及び残余財産の処分

(規約の変更)

第35条 この規約を変更する場合は、新潟県知事及び北陸農政局長の承認を受けなければならない。

(届出)

第36条 第30条各号に掲げる規程に変更があった場合には、新潟県協議会は、遅滞なく新潟県知事及び北陸農政局長に届出なければならない。

(事業終了後及び新潟県協議会が解散した場合の残余財産の処分)

第37条 第4条に掲げる事業が終了した場合及び新潟県協議会が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、第34条に掲げる実施要綱等に基づき、補助金又は交付金相当額を北陸農政局長又は新潟県知事に返還するものとする。

第10章 雑則

(細則)

第38条 第34条に掲げる実施要綱、実施要領その他この規約に定めるもののほか、新潟県協議会の事務の運営上必要な細則は、幹事会の承認を得た後、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成17年4月18日から施行する。
- 2 新潟県協議会の設立初年度の役員を選任については、第7条第2項中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとし、その任期については、第9条第1項の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。
- 3 新潟県協議会の設立初年度の事業計画及び予算の議決については、第30条中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとする。
- 4 新潟県協議会の設立初年度の会計年度については、第27条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から平成18年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 なお、第4条第1項第7号の規定については、品目横断的経営安定対策における収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理者の指定を受けた日から施行する。

附 則

この規約は平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規約は平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規約は平成21年2月4日から施行する。

附 則

この規約は平成21年5月19日から施行する。

附 則

この規約は平成21年8月5日から施行する。

附 則

この規約は平成22年5月20日から施行する。

附 則

この規約は平成23年5月20日から施行する。

附 則

この規約は平成25年4月26日から施行する。

附 則

この規約は平成26年5月7日から施行する。

附 則

この規約は平成27年4月28日から施行する。

附 則

この規約は平成28年4月25日から施行する。